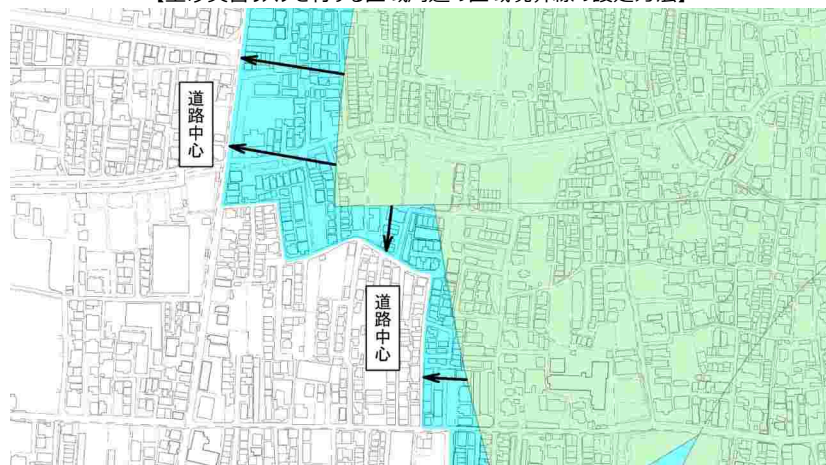


【STEP2】区域境界線の設定方法

基本的には市域全域から【STEP1】で整理した居住誘導区域に含めない区域を除外した区域を居住誘導区域として設定します。ただし、土砂災害によるリスクを理由に居住誘導区域に含めない区域については、土砂流出の影響範囲を考慮し、下図に示すように災害想定区域の外側の最寄りの地形地物（建築基準法上の道路など）の中心に設定します。

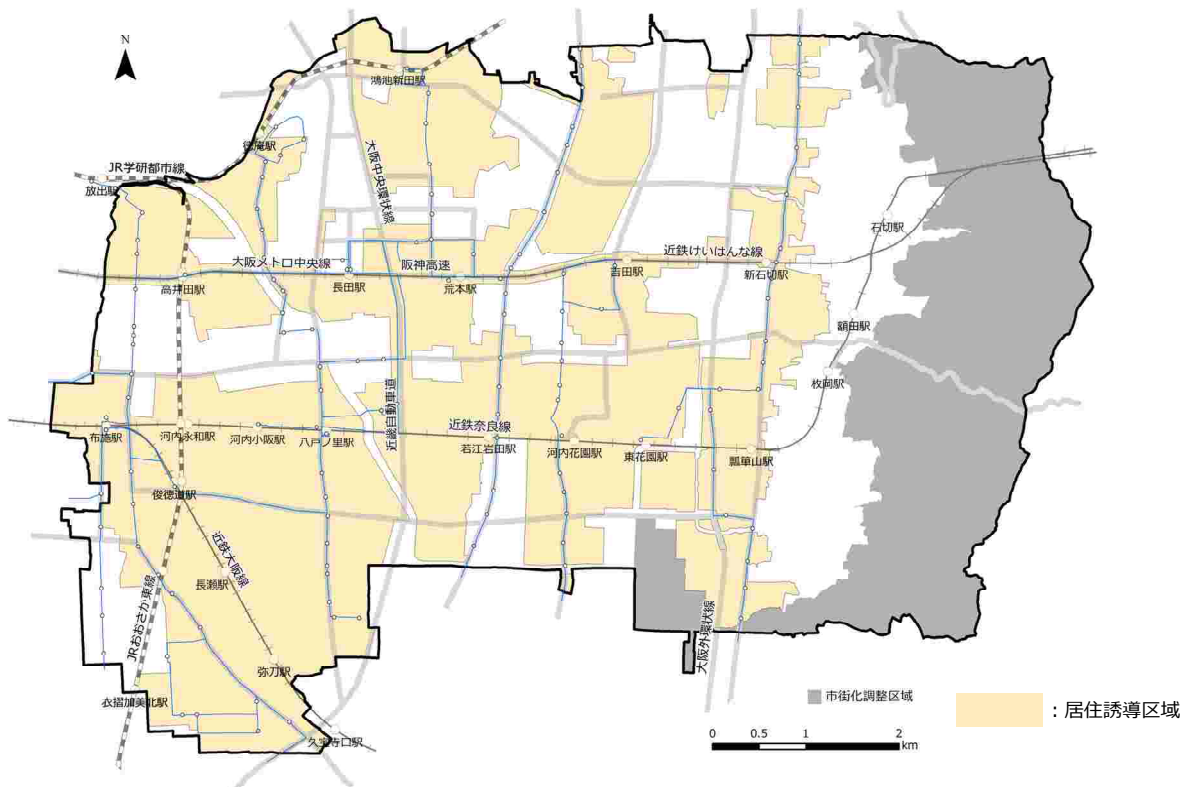
【土砂災害リスクを有する区域周辺の区域境界線の設定方法】



2. 居住誘導区域の設定

前節で整理した居住誘導区域の考え方（設定の基準）に基づき設定すると下図のようになります。

【区域設定図（居住誘導区域）】



○モノづくり推進区域

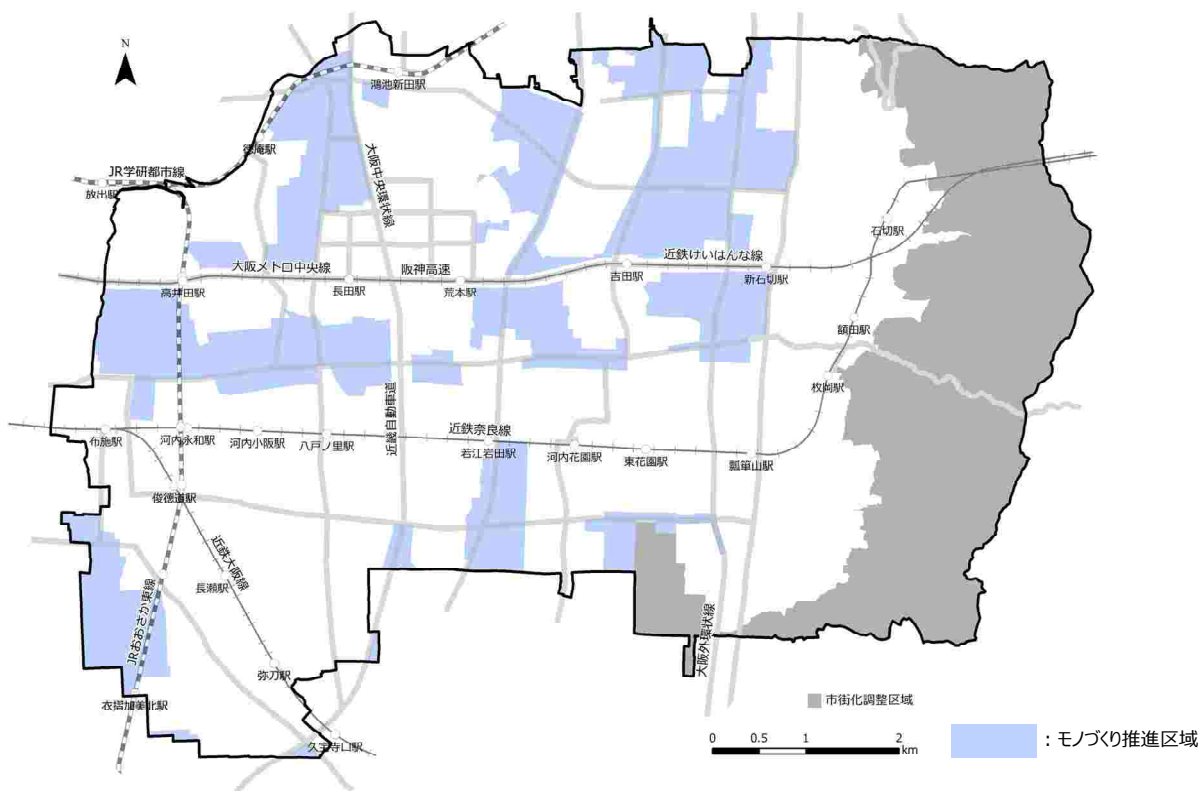
⑩モノづくり推進エリア（モノづくり推進地区）

エリア名称	モノづくり推進エリア	
種別	・モノづくり企業集積地	
主な特徴	・モノづくり企業の集積を維持するため、「東大阪市住工共生のまちづくり条例」に基づきモノづくり推進地域が指定されている。	
地区内に立地している施設	—	
誘導方針	◇モノづくり企業の良好な操業環境と市民の良好な住環境を維持・保全・創出するため、モノづくり企業の施設を誘導し、新たな住工混在発生の抑制をめざします。	
誘導機能	工業機能※	・モノづくり企業の施設（地区内モノづくり企業の従業員用住宅等を含む。）

誘導区域設定の考え方	・居住誘導区域外、かつ、「東大阪市住工共生のまちづくり条例」に基づくモノづくり推進地域を指定
------------	--

※届出義務を有しない誘導施設

【区域図】

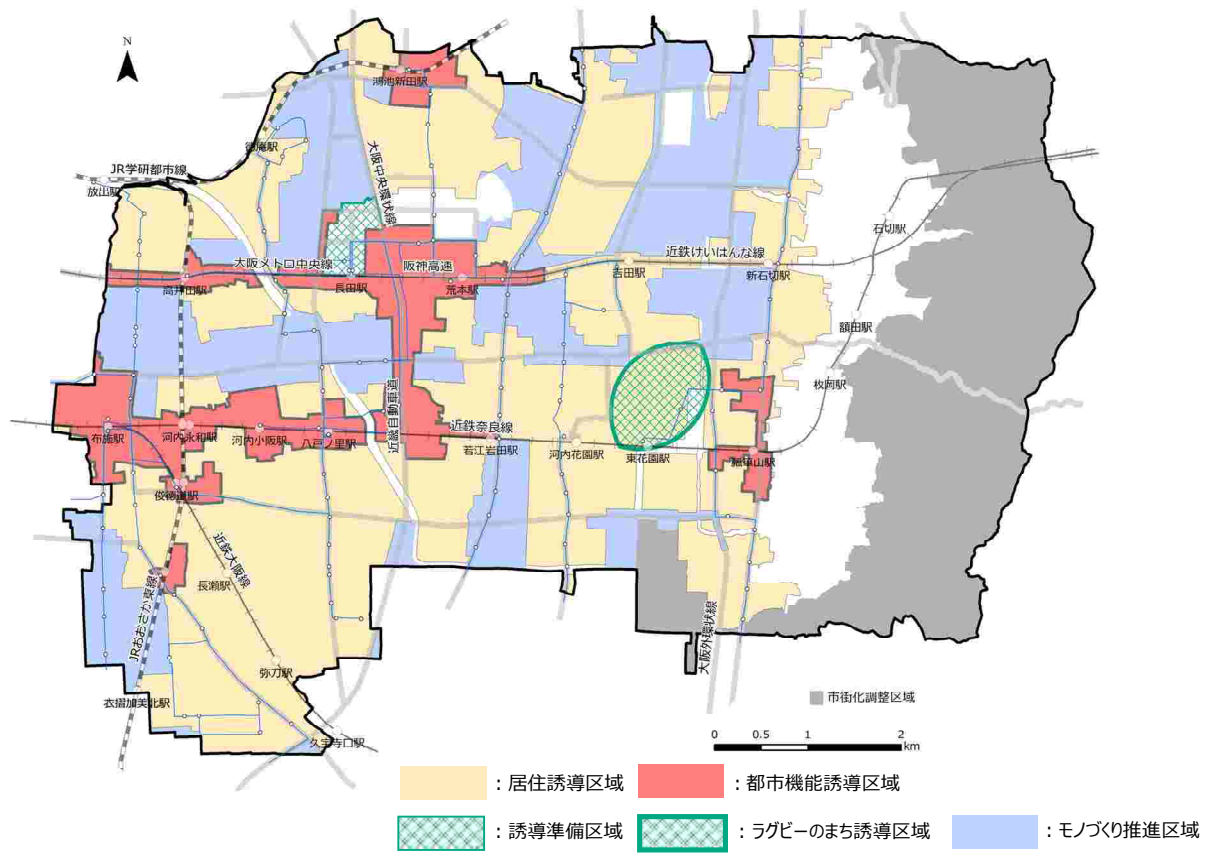


(3) 総括図

居住誘導区域、都市機能誘導区域等をまとめると、下図のようになります。

都市機能誘導区域ごとの誘導施設は、次頁のようになります。

【区域図（総括図）】



※白地の区域は既成市街地であるが、居住誘導区域設定の考え方により居住誘導区域に含めることが適切でない判断した区域。

3. 魅力:人が集う拠点の構築に向けて実施する施策

【モレール関連】

大阪モレール南伸によって広域的な公共交通ネットワークが形成されるように、大阪市を中心とした放射状に広がる鉄道路線と結節すると共に、人や物の流れを円滑にすることで経済活動が盛んになるよう、結節駅を中心とした周辺エリアにおいて、都市の魅力を増大させるためのまちづくりを進めます。

具体的には、新たに駅が設置される鴻池新田地区、荒本地区、瓜生堂地区において、誰もが利用しやすい駅周辺環境の実現や鉄道との効率的な結節を実現するため、駅前交通広場、乗継経路、トランジットセンター等を整備していきます。

また、(仮称)荒本駅周辺に存する大規模な公有地は、都市拠点として新たな拠点が構築されるよう、都市機能誘導施設の整備を誘導していきます。

これらのモレール南伸に伴うまちづくりについては、「東大阪市総合交通戦略」や都市再生整備計画等のあらゆる施策を活用し、必要な都市機能の誘導に努め、魅力ある都市拠点の構築を進めます。

